

8 桑 監 第 2 3 号  
令和8年8月12日

桑折町長 高 橋 宣 博 様

桑折町監査委員 鈴 木 頼 子

同 佐 藤 久 一

令和8年度定期監査の結果について

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、令和8年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の基準

本監査は桑折町監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠し実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第１９９条第２項及び第４項に基づく定期監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象会計

桑折町一般会計

桑折町国民健康保険特別会計（事業勘定）

桑折町後期高齢者医療特別会計

桑折町介護保険特別会計（保険事業勘定）

桑折町半田財産区特別会計

桑折町水道事業会計

桑折町下水道事業会計

### (2) 対象範囲

令和７年度（令和７年４月１日から令和８年５月３１日までの間）

## 4 監査の方法

財務に関する事務が、法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか、監査を実施した。

監査にあたっては、提出された資料を検査し、その中から監査対象事項を抽出、関係書類の提出を求め調査するとともに、担当職員から事業の概要の説明を受け、監査を実施した。

## 5 監査の実施期間

令和８年７月２２日から令和８年８月４日まで

## 6 監査の結果

財務に関する事務執行は、おおむね適正に執行されていると認められた。最小の経費で最大の効果をあげるよう運営の合理化を図っていただきたい。

## 7 指摘事項

特に指摘すべき事項はない。